

# 会 議 録

会議の名称	平成22年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成23年1月27日（木）午後6時～7時28分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成22年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成23年1月27日(木) 午後6時～7時28分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①粗大ごみ受付業務 ②剪定枝等受付業務 ③高齢者見守り支援業務 ④ワクチン予防接種業務 ⑤母子等緊急一時保護業務 ⑥相談業務 ⑦都市計画マスタープラン改定に係る市民協議会参加者連絡業務 ⑧小・中学校特別支援教育業務 ⑨公有財産台帳変更届 ⑩ひと声訪問事業利用申込書変更届 ⑪ことぶき理容券交付申込書変更届 ⑫住民基本台帳業務廃止届 ⑬老人保健医療業務廃止届 ⑭資産税課税業務廃止届 ⑮伝染病予防業務等廃止届

(3) 諮問事項

諮問第32号 空き家調査業務における固定資産課税台帳の目的外利用について

諮問第33号 一般廃棄物処理基本計画策定に係るアンケート調査に必要な外国人登録原票の目的外利用について

諮問第34号 保健福祉総合計画策定に係るアンケート調査対象者の抽出に必要な障害者手帳保持者名簿及び要支援・要介護認定者名簿の目的外利用について

諮問第35号 公有財産台帳システムについて

諮問第36号 市税等のコンビニ収納及びモバイルレジ収納におけるオンライン結合について

諮問第37号 公有財産台帳システム化委託について

諮問第38号 市税等のコンビニ収納及びモバイルレジ収納における収納代行業務委託について

諮問第39号 一般廃棄物処理基本計画策定業務委託について

諮問第40号 粗大ごみ受付事務及び収集運搬委託について

諮問第41号 剪定枝等受付事務等委託について

諮問第42号 小金井市管路管理等委託について

諮問第43号 低所得者・離職者対策事業業務委託について

諮問第44号 高齢者見守り支援事業業務委託について

諮問第45号 小金井市母子等緊急一時保護事業委託について

(4) その他

ア 地域医療データベース事業に関連する協力について（報告）

イ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松行康夫	伊藤徳興	仮野忠男	嶋田一男
白石孝	西口守	平沼昌子	望月皓
渡瀬浩一	渡邊俊雄		

【市側】

本多総務部長

<ごみ対策課>

柿崎ごみ対策課長

鈴木ごみ対策課長補佐

<介護福祉課>

伏見介護福祉課長

高橋介護福祉課長補佐

本多高齢福祉係長

瀧川介護保険係主事

<健康課>

高橋健康課長

天野健康係長

大関健康係主任

安田健康係主事

<子育て支援課>

川村子育て支援課長

後藤子育て支援係長

伊東子育て支援係主任

<保育課>

小野保育課長

小平保育係主事

<都市計画課>

酒井都市計画課長

西川都市計画課長補佐

山下都市計画係主事

<学務課>

前島学務課長

鳴下学務係長

<管財課>

大津管財課長

鈴木財産管理係長

小林財産管理係主任

<市民課>

若林市民課長

林市民課長補佐

<保険年金課>

河内保険年金課長

矢島国保税係主事

<資産税課>

井上資産税課長

<地域安全課>

大澤地域安全課長

畑野地域安全係長

毛受地域安全係主事

<地域福祉課>

堀池地域福祉課長

廣田地域福祉係主任

根本地域福祉係副主査

<障害福祉課>

佐久間障害福祉課長

<納税課>

加藤納税課長

山本納税課主査

笹栗管理係主事

<情報システム課>

伊藤情報システム課長

<水道課>

内田水道課長

小泉工務係長

小林給水係主任

碓井庶務係主任

<総務課>

北村総務課長

白鳥情報公開係長

三浦総務課主査

【傍聴者】

0名

## 【会 長】

ただいまから平成22年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお、本日は、審議していただく案件が平素より多く、また近年の先端技術の影響を受けた内容を含む審議案件もあります。したがって、各委員におかれましては、御意見、御質問は、できるだけ要点を短くわかりやすくお願いいたします。また、それに答えていただく職員の方々も、要点をできるだけ集約して手短かに的確な説明をお願いいたします。

なお、本日、恩田委員は欠席されるという連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に皆様のお手元には草案が届いているかと思いますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等ないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

## 【総務部長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが27件、届出廃止に関するものが32件、届出変更に関するものが3件となります。

諮問事項について、今回、諮問いたしますのは、条例第12条に基づく、「空き家調査業務における固定資産課税台帳の目的外利用について」、「一般廃棄物処理基本計画策定に係るアンケート調査に必要な外国人登録原票の目的外利用について」、「保健福祉総合計画策定に係るアンケート調査対象者の抽出に必要な障害者手帳保持者名簿及び要支援・要介護認定者名簿の目的外利用について」、条例第14条に基づく、「公有財産台帳システムについて」、条例第15条に基づく、「市税等のコンビニ収納及びモバイルレジ収納におけるオンライン結合について」、条例第27条に基づく、「公有財産台帳システム化委託について」、「市税等のコンビニ収納及びモバイルレジ収納における収納代行業務委託について」、「一般廃棄物処理基本計画策定業務委託について」、「粗大ごみ受付事務

及び収集運搬委託について」、「剪定枝等受付事務等委託について」、「小金井市管路管理等委託について」、「低所得者・離職者対策事業業務委託について」、「高齢者見守り支援事業業務委託について」、「小金井市母子等緊急一時保護事業委託について」の合計14件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

**【会 長】**

確かに承りました。

それでは、審議に入る前に、事務局から説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始の届出が27件、廃止の届出が32件、変更の届出が3件です。まず、1ページ目が部課別の明細です。2ページ目は、その内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

今回、新年度に向けて、契約等の関係がありますので、諮問事項も大変多くなっております。なるべく簡潔な説明に心がけますがよろしくお願いいたします。

それでは、9ページ、届出番号41-517「子宮頸がんワクチン予防接種対象者一覧表」から6件、41-522「ヒブワクチン予防接種予診票」まで一括して説明させていただきます。様式類集は、49ページから各書式を載せています。市は、厚生労働省の子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種に対する助成事業費の予算措置に基づき、来年度からワクチンの予防接種事業を行います。その実施に当たってのそれぞれ対象者一覧表と予防接種予診票になります。記載される個人情報は、接種状況、健康状態、病歴等で、各届出状況に記載のとおりです。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

様式類集 50、52、54 ページ、これは医療機関で医師が作成する予診票だと思いますが、これはそのまま医療機関から市の担当課である健康課に来るのか、それとも、医師会を経由して来るのか、その流れを教えてください。

**【健康課健康係長】**

まず4月の段階で市から対象者に予診票を送ります。それをもって契約医療機関で接種を受けていただきます。予診票には、本人控え、医療機関控え、それから市提出用があり、市提出用については、医師会を通して健康課に来る流れになります。

**【白石委員】**

そうすると、医師会は通過するだけですか。

**【健康課健康係長】**

委託料の関係がありますので、医師会も件数等の確認をしていただくために通る形になります。

**【白石委員】**

この予診票自体は、医師会でコピーをするのですか。

**【健康課健康係長】**

それはありません。

**【白石委員】**

あくまで件数を確認するだけですね。

**【健康課健康係長】**

はい。

**【白石委員】**

分かりました。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。他になければこれを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、12 ページ、届出番号 15-50 「相談の記録」で、保育課の案件です。様式類集は、56 ページから 58 ページです。こちらは、知的障害児、情緒障害児等、幼児通所訓練施設であるピノキオ幼稚園に関して、入園前の相談内容、園舎開放に当たっての保護者の方からの照会、質問等を記録することになったものです。記載される個人情報、児童の状況、保護者の状況、質問等で届出状況に

記載のとおりです。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、12ページ、届出番号22-67「都市計画マスタープラン改定に係る市民協議会受付簿」、様式類集59ページ、都市計画課の案件です。本審議会の第1回で諮問させていただいた都市計画マスタープラン策定支援委託に係る市民協議会参加者の受付簿を保有するものです。通常、協議会が単年度ですと保有の届出は特に要しませんが、都市計画マスタープラン策定が平成22年度から平成23年度の2か年、それからその結果を受けて平成24年度に文書送付を予定していますので、届出するものです。個人情報の内容は、氏名、住所、電子メールアドレスが記載されます。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、12ページ、届出番号70-109「就学支援シート」で、様式類集は60、61ページ、教育委員会の案件です。小金井市立の小・中学校に入学される児童・生徒に関しまして、特に知ってほしいこと、小・中学校に引き継ぎたいことがあれば、保護者の方から提出することができるようにしたものです。本書式は、就学時健診のとき自由にお持ち帰りいただけるようにしています。また、市内の保育園、幼稚園に置いたり、市のホームページからも様式をダウンロードできるようにしたり、だれでも自由に利用できるようにする予定です。個人情報の内容は、氏名、園名・学校名などの他、療育機関名、健康状態、病歴、障害の有無・程度、支援内容などで記載のとおりです。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**



届出状況報告書、12ページ、収集方法が本人のみになっていますが、保護者は入れなくて良いのですか。

【総務課長】

個人情報保護条例の定義でいきますと、本人収集というのは代理人も含むということになりますので、そういう意味で保護者の方、法定代理の方は、本人として書いております。

【会 長】

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に、廃止です。廃止の一覧については、15ページと16ページに一覧としてまとめているとおりです。制度、事業の廃止に基づくもので、この一覧をもって報告とさせていただきます。

なお、保有等届の開始、廃止につきましては、漏れがないかどうか、ここで改めて精査の徹底を庁内にいたしました。その結果、2事業で書式がまだ残ったままになっていましたので、併せて報告させていただきます。資産税課土地係について、届出番号40-141から40-152まで、長期営農継続関係ですが、こちらは平成4年3月が制度廃止でしたが、そのまま残っていました。また、健康課に1件、届出番号41-3「法定伝染病患者発生受理票」、これは平成10年が廃止の時期でしたが、これだけ残っておりました。大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

なお、実際の各文書は、文書倉庫で保存年限に基づく保存を経て、いずれも裁断処理されております。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問に入らせていただきます。

諮問書1ページ、諮問第32号「空き家調査業務における固定資産課税台帳の目的外利用について」です。市内の空き家については点在しておりますが、近隣住民や町会から地域の安全や環境に対する悪影響が懸念され、相談が間々、寄せ

られています。民地の管理ということで大変難しいところですが、その中で一定行政の方で連絡を差し上げ、適正な管理をお願いするというのが実際のところですが、ただ、所有者の方への連絡については苦慮しているところで、主に登記簿から所有者を確認して連絡をとることで対応してまいりましたが、転居や所有権移転が登記されていないという状況があり、連絡先を把握できないケースがあります。その際、空き家を現に所有する方の氏名と住所を調査する方法として、固定資産課税台帳の目的外利用をしたいというものです。現在、早急に対応したい案件が1件ありまして、経過等については、2ページに資料としてお付けしていますので、御参照ください。目的外利用する個人情報、氏名、住所になります。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【望月委員】**

一般的に未登記家屋の場合は、恐らく職員の方が現地調査をされ、課税すると思います。また、売買等において所有権が移転した場合、通常は、登記所から通知が課税に届き、それで課税されているのが一般的な流れだろうと思いますが、所有権を移転しても登記されていない場合は、その課税者をどういう形で把握されているのか、参考までに教えてください。

**【資産税課長】**

基本的に登記情報をもとに課税しておりますが、所有権移転の登記がなされていない場合は、実際にはこちらで把握できないという問題がありますので、一たん納税通知書をお送りし、通知した中で納税者の方から、移転しているよというような情報が得られれば情報を収集するという形をとっております。

**【望月委員】**

ということは、送付した納税通知書が戻ってくる際、何か情報が得られれば、それに沿って再度調査をして決めていらっしゃるが、それがわからない場合はわからずじまいということではよろしいのですか。

**【資産税課長】**

はい。そうです。

**【望月委員】**

分かりました。

**【会 長】**

他にございますか。

【渡邊委員】

固定資産税の収納率はどのくらいですか。

【総務課長】

収納率に関しては納税課の所管になりますので、渡邊委員に個別に御連絡差し上げます。

【会 長】

他にございますか。

【仮野委員】

この納税義務者は、連絡が取れたのですか。

【地域安全課長】

この件につきましては、登記簿謄本から住所を見つけ、文書で通知しましたが、そちらに住んでおらず、文書が返送されてきた状況で、確定できておりません。今回、固定資産課税台帳を目的外利用させていただき、登記簿情報と違う情報があれば、再度送付させていただくこととなります。

【仮野委員】

分かりました。それで見つかる可能性もあるということですね。

【会 長】

この案件は非常に現代の喫緊の問題であると同時に、事務処理においても非常に微妙かつ技術的にも難しい問題がありますね。現代社会は高齢化社会を迎えて地域コミュニティにおいての変動があるということですね。

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問第33号「一般廃棄物処理基本計画策定に係るアンケート調査に必要な外国人登録原票の目的外利用について」、それから、関連しますので、諮問第39号「一般廃棄物処理基本計画策定業務委託」を併せて説明させていただきます。

最初に、57ページ、この案件については、昨年5月14日、一度、審議会にお諮りさせていただき、御承認をいただいております。一般廃棄物処理計画策定に当たり、コンサルに策定支援業務を委託する、その中で市民2,000人からアンケートを実施するというものでしたが、ここで検討の結果、市民2,000人

に外国籍の方40人をアンケート調査対象者に含むということに変更したため、再度諮問をさせていただくものです。

4ページ、外国人登録原票の目的外利用の諮問になります。必要とする個人情報、住所、氏名、性別、生年月日です。

57ページ、内容は前回と全く同様ですが、アンケート調査対象者が変わりましたので、念のため、お諮りさせていただきます。

58ページ、実施の流れです。前回説明いたしました、対象者の抽出と宛名ラベルの作成は市で行い、封筒への宛名ラベルの貼付のみ業者に委託します。次ページ以降仕様書等お付けしましたが、前回と特に変更はありません。

**【会 長】**

ただいま、事務局から諮問事項の第33号、第39号を一括して説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【仮野委員】**

なぜ、外国人を40人入れることにしたのですか。

**【ごみ対策課長】**

市には、外国人の方が約2,400人おり、ごみは、外国人でも日本人でも出すものですので、当然、一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たっては、アンケート調査の中で外国人の方の意見を聞いたり実態を調べたりし、一定程度の調査が必要だという判断のもと、今回、諮問させていただきました。

**【仮野委員】**

最初は外国人を入れてなかったのに、急遽入れることにしたのは、何かそういう要望なり要請が、外国人からあったのですか。

**【ごみ対策課長】**

特に、要望があったというわけではありませんが、我々で考えまして、外国人も含めてアンケート調査をしようということになりました。

**【総務課長】**

今、議会でもなるべく幅広く外国人の方の声も聞くようにということで、アンケートについてはそういったことに配慮するような傾向にあります。

**【会 長】**

国際結婚している場合、どちらかが外国人であれば、外国人世帯とか、外国人とここでみなしているのですか。

**【総務課長】**

特にそういう定義ありませんが、今市民参加と言われている中で、やはり幅広く聞くということは傾向としてありますので、市としてはそのように対応しております。

**【会 長】**

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に5ページ、諮問第34号「保健福祉総合計画策定に係るアンケート調査対象者の抽出に必要な障害者手帳保持者名簿及び要支援・要介護認定者名簿の目的外利用について」で、地域福祉課、介護福祉課、障害福祉課の案件です。6ページに作業の流れをまとめていますので、御参照ください。福祉保健部では、福祉分野の各個別計画を一つに統合し、総合的な保健福祉計画を策定します。計画策定に当たり、保健福祉施策に関して広く市民にアンケートを行い、調査結果を策定委員会で検証する予定です。その際、市民に対するアンケートは目的別に8種類作成する予定ですが、市民1人に対するアンケートの重複を避けるため、障害者手帳保持者向けのアンケート対象者、また要支援・要介護認定者向けのアンケート対象者と照合し、その方を除いた上で一般市民用のアンケートは住民基本台帳から抽出を行う形になります。よって、対象者抽出に当たり、障害者手帳保持者名簿、要支援・要介護認定者名簿を福祉保健部の中で目的外利用したいというものです。目的外利用する個人情報とは、氏名、住所、生年月日、性別です。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【渡邊委員】**

流れの中で、介護保険の第1号被保険者となっていますが、第2号被保険者については、どう扱われるのですか。

**【介護福祉課長】**

こちらにつきましては、第2号被保険者も含めてアンケート調査をする形で今調整しているところです。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問第35号「公有財産台帳システム」、諮問第37号「公有財産台帳システム化委託」を一括して説明させていただきます。本件についても、昨年2月12日の審議会で「公有財産台帳整備委託」として、紙ベースの台帳を電子データ化するという事について諮問させていただき、承認をいただいています。今回はその電子化されたデータをシステム化するという事で、諮問させていただきます。

13ページを御覧ください。検索システム等の作成を民間業者に委託するものです。委託処理する個人情報の項目は、前回電子データ化で諮問したものに、新たに境界確定データの作成を依頼するために、隣接地権者の住所、氏名が加わり、その他、諮問事項に書いてあるとおりです。次ページ以降、仕様書、個人情報取扱特記事項をお付けしています。お戻りいただきますが、7ページ、こちらが電算システムの記録簿になります。その裏面以降が記録項目の詳細で、システムの記録項目の番号に丸印が付いているものが、個人情報の記録項目になります。

届出状況報告書13ページを御覧ください。届出番号08-07「公有財産台帳」の変更届です。公有財産台帳電子化に伴い、紙ベースを電子データも含めるものに変更するものです。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問第36号「市税等のコンビニ収納及びモバイルレジ収納におけるオンライン結合について」、諮問第38号「市税等のコンビニ収納及びモバイルレジ収納における収納代行業務委託について」で、納税課の案件です。資料一式を31ページからお付けしておりますので、御覧ください。市は、市税等の納付について、納税者に対して納税通知書を送付し、金融機関又は市役所窓口で納付いただく方法をとっておりましたが、金融機関営業時間内、それから市役所開庁時間内に時間が限定されていることから、納税者の利便性及び収納率の向上を目的として、納税通知書にバーコード情報を追加し、24時間対応可能なコンビニ収納及びモバイルレジ収納を導入することとしました。係る収納代行業務を委

託するものです。32ページに納付書のサンプル、33、34ページにコンビニ、モバイルレジの一連の流れ、35ページから仕様書、そして43ページに個人情報取扱特記事項、49ページ以降に係る経過や他市の実績等をお付けしていますので、御参照ください。

33、34ページ、お戻りいただきたいと思います。収納の流れです。収納データについては、市の納税課に専用端末を設置し、収納代行業者とオンライン結合してデータの受信を行うものです。コンビニ収納はコンビニ店舗、コンビニ本部、収納代行業者、小金井市専用端末までがオンラインで結ばれることとなります。また、モバイルレジ収納については、納税者、金融機関、収納代行業者、小金井市専用端末までがオンラインで結ばれることとなります。双方とも市の基幹システムとは直接結ばず、媒体は、USBで行うこととしています。12ページに別紙としてオンライン結合に係る個人情報の保護措置についてお付けしていますので、御参照ください。

なお、来年度は収納代行業務委託実施のための準備、テスト業務となります。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

収納の流れに、原符とそれから納付済通知書とあります。普通は、金融機関が収納し、指定金融機関を経由して、市の会計担当に回ってきて、市で保管しますね。ところがこのコンビニ収納というのは、コンビニ本部で納入済通知書を保管すると書いてあります。小金井市だけではなくて全国的にそうだと思いますが、そういう制度になっているのですか。

**【納税課長】**

そのような形になっております。やはり、コンビニ本部で各市町村納税済通知書を5年間保管ということになりますが、これについては、各市町村別に納税済通知書を仕分けして、コンビニ本部が各市町村に配付するのは不可能であるということで、そういうような取り扱いでやっていただきたいということです。当市もその間の保管については、個人情報についてはしっかり遵守していただいて、5年間保管した後、溶解等によって廃棄していただくような扱いになっております。

**【白石委員】**

これは、地方税法の改正なのか、それとも別の取り扱いで規定しているのか、その根拠を教えてください。

【納税課長】

平成15年に地方税法施行令が改正になりまして、公金について私人に委託が可能になったという法改正がありました。それによっているところです。

【白石委員】

そこに明文化されているのですか。

【納税課長】

そうです。具体的には明文化されていませんが、私人に委託されているということですね。

【白石委員】

Q&Aや逐条解説で明示されているのですか。というのは、本来だったら納税通知書を発送した自治体に保管する義務がありますよね。それが、コンビニに収納代行で契約してお願いしていますが、その収納の代行業者に、個人情報である原符の通知書が保管されるということなので、通常でいうと少し変則的だと思っているのですが。

【納税課長】

確かにそれを申しますと、法令上そのことについては、明文的には規定されていないものですから、済通の扱いについては特に規定はありません。そういう扱いをすると、地方公共団体等でも確実に取り扱えるという意味合いでそのように解釈して運用されていたと思います。それで、今回のコンビニ収納ということで、なるべく市民の方に利便性ということで、その辺は実情に合わせるというような形で取り扱い、解釈してやっていくということになります。

【白石委員】

利便性自体は確かにありますので、そこは否定していませんが、その扱いがどうも変則的だと思います。多分業界がそこまでやると事務費、人件費がさらにかかるので、受けるかわりにそこは、どこかでの業界と地方団体との一定の協議経過なのかなと思います。

だから、これは小金井市だけの問題では多分ないですね。

【会 長】

他に御質問等ございますか。これはコンビニ等の店舗がある意味の犠牲的な一つの公共化を、ある意味では業務上している意味を持つわけですね。ですから情



報が最終的な個人情報保護という点で、やはり市は慎重にあらねばいけないと思います。特にこれはUSBを利用するということですので、慎重に、利便性を取り入れて、全体として効率の向上、コストの削減ということに、両方がつなげられればと思います。

特に御質問がないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問第40号「粗大ごみ受付事務及び収集運搬委託」、それから諮問第41号「剪定枝等受付事務等委託」を一括して説明いたします。

最初に71ページを御覧ください。ごみ対策課では来年度より粗大ごみ受付事務及び収集運搬業務を民間事業者に委託することとしていまして、そういった旨の本諮問となっております。内容としては、電話で粗大ごみの収集の申し込みを受け付けし、受付簿等を作成し、各家庭に引き取りに行き、市の中間処理場に搬送するといった業務を委託することになります。取り扱われる個人情報は、住所、氏名、電話番号、引越し予定日、粗大ごみの品目等です。72ページ以降に仕様書をお付けしています。

個人情報保有等届出状況報告書を御覧ください。4ページ、届出番号12-50、「粗大ごみ等処理申込書」です。記載される内容は、委託で取り扱われる個人情報と同じです。

続いて、諮問書83ページを御覧ください。「剪定枝等受付事務等委託」で、内容はほぼ同じです。こちら剪定枝の回収に当たり、電話受付業務、回収業務を委託するものです。84ページから仕様書をお付けしております。取り扱われます個人情報は、住所、氏名、電話番号です。個人情報の保有届も同様の形で、届出状況報告書4ページ、届出番号12-51、12-52、申込書と受付簿になります。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【仮野委員】**

委託する個人情報の項目に引越し予定日とありますが、引越しのときだけ、粗大ごみは受けるのですか。

**【ごみ対策課長】**

粗大ごみにつきましては、引越しだけではなくて、日常出るものについても当然ながら受けております。

【仮野委員】

ではなぜ引越し予定日がここに入れてあるのですか。

【ごみ対策課長】

引越しにつきましては、例えば土曜日や日曜日に引越しをされて、月曜日に電話をしてきた場合、至急収集していただかないと、アパートやマンションの方々については、収集に行くのに時間がかかった場合、置きっ放しになるということも考えられます。そこで、引越しによる収集依頼の場合は、予定日を聞いて、できるだけ早く取りに行くという形をとっていますので、どうしても引越し予定日を個人情報の項目に入れる必要があります。

【仮野委員】

分かりました。

【会 長】

他にございますか。

【白石委員】

委託先の民間業者は、1者ですか。それとも何者かになりますか。

【ごみ対策課長】

ここで承認をいただいた後、契約依頼をします。その際、入札という形になりますので、1者になります。

【会 長】

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問第42号、95ページ、「小金井市管路管理等委託」です。市の水道事業ですが、こちらは東京都水道局の事業を受託する形となっているものですが、現在は都での一元管理化することが決まっております。水道業務移行計画に基づき、平成23年度末には受託水道事業の完全解消に向け、順次事務を都に返している状況です。今回、その水道業務移行計画に基づいて、残っている事務の一部、管路設計監理業務、管路工事監理業務、管路等維持管理業務、漏水防止業務を東京都の監理団体へ委託したいというものです。96ページから仕様書になりますが、個人情報のくぐり、103ページの15、それから124ページか

ら個人情報取扱特記事項をお付けしておりますので、御参照ください。委託先は、東京水道サービス株式会社で、委託処理する個人情報の項目は、私道内水道管、付帯設備埋設承諾書、土地所有者名簿等、諮問事項記載のとおりです。

なお、作業履行場所は、市役所の水道課の事務室にて行います。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、131ページ、諮問第43号「低所得者・離職者対策事業事務委託」です。最初に138ページを御覧ください。「生活安定応援事業業務委託」、これは、平成20年7月23日で諮問させていただき、御承認いただいています。この事業は、東京都実施の補助事業で、低所得者の生活相談、就業支援を主にするものでしたが、3年間の実施を経て、今回一定の見直しのもと、引き継ぐ形で実施されているものです。主に低所得者に加え、離職者を加える形で目的を明示し、相談等の充実が盛り込まれております。132ページ以降、実施要綱（案）、契約書（案）、それから個人情報の取扱いに関する特記事項をお付けしておりますので、御参照ください。

委託先は、前回に引き続き、社会福祉協議会、委託内容、委託処理する個人情報の内容は諮問事項記載のとおりです。

なお、保有届については、まだ様式が整っておりませんので、様式が整い次第、改めて審議会に御報告させていただきます。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【平沼委員】**

相談窓口というところでの効果は、上がっているのでしょうか。

**【地域福祉課長】**

相談窓口での効果ですが、平成22年4月から9月についての相談実績におきましては、254件で非常に多い状況です。これにつきましては、低所得者という非常に大きな枠がありますが、社会福祉協議会では住宅手当事業、社協独自で

行っている貸付事業、地域福祉課で行っている生活保護等、そういう事業の利用者が、社会福祉協議会、地域福祉課、市民生活相談窓口を利用されますので、社会福祉協議会という大きな窓口を設置したことは、非常に効果は上がっていると認識しております。

**【平沼委員】**

窓口が広がったということですが、その効果は出ているのですか。

**【地域福祉課長】**

今行っている生活安定応援事業の就職チャレンジ支援や生活サポート特別貸付、チャレンジ支援貸付は、平成21年度チャレンジ支援の実績は、23件でした。平成22年度におきましては、4月から9月までで、既に23件になりますので、効果は上がっていると見ております。

**【平沼委員】**

ありがとうございました。低所得者の方は確かに大きな目で見なければいけません。事業を利用され、お借りになったならば、返す気持ちもあってほしいと思いましたが、効果がどうなっているかと思ってお伺いしました。

**【会 長】**

他にございますか。

**【西口委員】**

ここで言う低所得者の定義というのは、生活保護を受給されている方と考えてよろしいのですか。生活保護受給のために名簿登録されている方の情報を提供しましょうということですか。

**【地域福祉課長】**

この低所得者という定義ですが、生活保護基準、名称的には低所得者・離職者となっていますが、来られる方は、生活に困窮されて生活保護が必要な方、離職された状況ですぐ相談に来られる方、年金生活しているが先行き不安だとお考えの方、さまざまなケースの方がいます。東京都補助事業の中の名称を引き継ぐ形で、低所得者・離職者と書かせていただいています。大きくとらえると生活相談窓口と考えております。低所得者というのは、今後、生活保護に陥る可能性がある方を想定しております。

**【西口委員】**

そうすると、この案件に関しては、地域福祉課で持っている生活保護の方の受給状況についても開示をされるということですか。例えばAさんという方が来ら

れたということについて、ここに公的扶助の有無についても委託処理する個人情報項目に書いてありますよね。これは公的扶助ですから、生活保護のことを考えていると思いますが、この生活保護情報も開示すると考えてよいのですか。

【地域福祉課長】

それは、住宅手当や生活保護を既に受給されているのかどうかということです。

【西口委員】

生活保護を受給しているかどうかだけの情報を出すということですか。

【地域福祉課長】

はい。他にも、公的扶助、住宅手当や子育て手当も入ってくると思います。

【西口委員】

そうすると、かなり幅広くないですか。

【地域福祉課長】

ここで、結局項目としては公的扶助と書かせていただいて、各手当も含まれているという認識です。

【西口委員】

もうこれ以上は議論しませんが、非常にデリケートな情報が行き来する可能性が高いので、本来でしたら委託事業ではなくて、公的支援の中で行うべきだと思いますが、委託をするということであれば、極めて個人情報の中でも非常に秘匿度が高い情報でもありますので、細心の御注意を御配慮いただきたいと思います。

【地域福祉課長】

はい。

【会 長】

離職者対策は、社会福祉協議会の本来業務の中に、法制の上ではカバーされていますか。低所得者だけではなく、今の行政の雇用問題というのは、中央省庁のみならず地方自治体においても非常に重要施策の一つと考えられますので、これを社会福祉協議会に委託するというのは、雇用問題等を担当する課が別途あるのに、深刻な問題を委託することになっているのか、教えてください。

【地域福祉課長】

社協独自事業として、生活貸付という事業を行っております。そういうことでは、生活に困られている方の相談及び貸付の事業を行っているということ、それから、社会福祉協議会は地域福祉の中核を担い貸付事業を行っており、市は、生活保護という最終的な役目を公的に行っております。ですから、地域福祉の中核

として担っていただいている社会福祉協議会の中で、住宅手当や低所得者支援、就労訓練、貸付、チャレンジ支援という生保に落ちないための施策事業を、窓口を一本化するということで社会福祉協議会に委託をし、ワンストップサービスができるようにと、市としては考え、こちらの事業も委託しております。

**【西口委員】**

支援が重層化するというのはとても大事なことだと思います。ということは、それは裏返してみれば、その個人情報流動化されるということですから、そこはその重層化と流動化の問題をひとつしっかりと見据えて対応していただきたいと考えております。

**【地域福祉課長】**

はい。

**【会 長】**

他にございますか。

**【渡邊委員】**

ここで言っている低所得者には、生活保護受給者は含まれないのではないのかと理解していたのですが。というのは、貸し付けではなく、支給事業の場合、生活保護受給者は、生活保護費からその金額を結果的に差し引く形になりますよね。

**【地域福祉課長】**

今回の諮問事業は、相談窓口と貸し付けで、貸し付けについてはチャレンジ支援事業だけになります。生活保護を受給されている方は、生活保護費の中で、高校の通学費や授業料をすべて賄っておりますので、対象になりません。あくまでも相談に来られたときには、ということになります。

**【西口委員】**

相談に来たときに公的扶助を受けていませんかという照会があるということですね。照会されたときに、生活保護を受けている、受けていませんという回答をしますよということを、承認してくださいと言っているのですか。

**【地域福祉課長】**

はい。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問第44号「高齢者見守り支援事業業務委託」です。最初に151ページの高齢者見守り支援事業業務委託仕様書（案）を御覧ください。こちらに、高齢者見守り支援事業の業務内容ありますが、高齢者の方を見守る事業としてさまざま施策を展開しておりますが、（1）ひとりぐらし高齢者入浴券取扱事業から（4）ことぶき理容事業の4つについては、既に社会福祉協議会に業務委託をしているところで、そのことは平成16年2月に既に本審議会に諮問、答申をいただいているところです。ここでさらに（5）ひと声訪問事業から（10）高齢者福祉電話設置事業までの6事業も、一体的、総合的な運営に資するため社会福祉協議会に併せて委託したいというものです。

140ページを御覧ください。ひと声訪問事業について説明ですが、下半分のところから事業の概要と対象者、それから委託業務の主な内容を記載しています。そして上半分が事業事務の流れです。申請に基づくサービス決定だけは、市が行う必要がありますが、その他の業務は委託することになります。そして、見開きの右側が本事業実施により取り扱われる個人情報です。書式ごとに記載される個人情報に丸印を付けて表記しています。各書式につきましては、様式類集の4ページ、利用申込書から順次付けさせていただいております。142ページ以降、友愛活動事業、高齢者緊急通報システム事業、高齢者火災安全システム事業等、各同じ形で資料を付けさせていただいておりますので、大変申し訳ございませんが、これをもって説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【渡瀬委員】**

142ページに、友愛活動員が週1回訪問とありますが、この友愛活動員の選定はどうされているのか、ボランティアだから無償ですか。

**【介護福祉課長】**

友愛活動員の採用につきましては、ご本人様に応募していただいております。報酬につきましては、月額3,300円になります。

**【渡瀬委員】**

この方々が、いわゆる個人情報を扱う人になるわけですね。そこから何か漏れることに対する処置は考えられていますか。

**【介護福祉課長】**

任命の際、誓約書はとっております。

【渡瀬委員】

これは1年更新ですか。

【介護福祉課長】

はい。更新については1年になっております。

【会 長】

他にございますか。

【白石委員】

私もこの友愛活動員に関心がありましたが、完全な有償ボランティアであって、特別職の地方公務員、地方公務員法の第3条第3項第3号ではない、完全なボランティアですか。

【介護福祉課長】

こちらにつきましては、事業運営要綱がありまして、第9条に活動員は、民間篤志家であって、市職員としての身分を有しないという規定があります。

【白石委員】

はい、分かりました。

【会 長】

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、最後の諮問になります。161ページ、諮問第45号「小金井市母子等緊急一時保護事業委託について」で、子育て支援課の案件です。

本事業は、緊急に一時保護を必要とする母子、女性について、安全の確保、生活の安定化を図るため、一時的に施設に入所させ、必要な保護を行い、その自立への支援を講ずるまでの一時的な保護を行うものです。その一時保護事業について、社会福祉法人に業務委託をするというものです。資料として、事業概要、委託仕様書（案）、そして個人情報取扱特記事項をお付けしています。委託に伴い取り扱う個人情報は、諮問のとおり、申請者住所、氏名、電話番号、現在住んでいるところ、保護希望者の氏名、続柄、性別、生年月日、職業、保険証の有無・内容、保護を希望する期間、保護を希望する理由になります。なお、保有届につきましては、要綱及び様式が整い次第、改めて審議会に御報告させていただきます。



【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【伊藤委員】

業務の目的に、緊急に保護が必要な母子とありますが、DV被害者も該当するという意味ですか。

【子育て支援課長】

本事業につきましては、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、あるいは母子及び寡婦福祉法に基づく事業ですが、配偶者から暴力を受けた方も含まれます。

【伊藤委員】

分かりました。

【会 長】

他にございますか。

【平沼委員】

この保護の場所は、小金井市にありますか。

【子育て支援課長】

小金井市には、母子生活支援施設はありません。この施設は他市の生活支援施設になります。

【平沼委員】

多摩地域と考えてよろしいですか。

【子育て支援課長】

そうですね。近隣ということになります。

【平沼委員】

はい、分かりました。

【会 長】

よろしいでしょうか。他になければこの案件を承認いたします。

それでは、その他の審議事項に入りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

【総務課長】

担当課から説明いたします。

【保険年金課長】

その他の資料1ページになりますが、「地域医療データバンク事業に関するご協力について」という報告です。こちらは、地域医療データバンク事業を自治医科大学が発足させ、東京都国民健康保険団体連合会及び東京都後期高齢者医療広域連合が保有している統計データ、疾病の統計データを自治医科大学に提供するというので、協力の依頼が来たものです。提供する内容は、保険者名、患者の生年です。こちらは、個人を特定できるデータとは言えないと思いますので、個人情報提供には当たらないかと思いますが、ただかなりセンシティブというか、個人情報にも関連するデータの提供ですので、審議会に、こういう事業が行われていることを報告した上で、協力したいということが、今回報告する趣旨になります。

内容につきましては、その間、2006年から国民健康保険の被保険者と、当時、老人保健医療制度の該当者のデータを、そして平成20年以降については、後期高齢者に移行しましたが、そのデータが統計データとして蓄積され、それぞれ国保については連合会が、老健データについては広域連合で、それぞれの分析をしています。それを東京都内の保険者の地域や医療機関の地域のデータベースと併せて、地域ごとの医療の分析に当たるデータベースをつくって、最終的には地域の医療や自治体等の経営の情報を提供したいということですので、趣旨的にはどのぐらい活用できるデータになるかについては、まだ実際のものはありませんので分かりませんが、基本的にはそういうデータベースは必要とされていると判断し、協力していきたいと考えております。

**【会 長】**

ただいま、最近話題になっております地域医療の保健、医療、福祉という3分野ありますが、世界的に見たときに、地域において統合する、ネットワークシステムを利用するということが、そういう構想が日本だけではなく、先進諸国で盛んに政策上審議されております。したがって、自治医科大学において、こういう地域医療データバンク事業に関する調査研究事業があるということで、その協力について担当課から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

説明がありました。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、最後に、次回開催日程ですが、会議室の空き状況の関係から、次回は5月27日金曜日に決めさせていただきたいということですが、いかがでし

ようか。

【仮野委員】

私は、この日の夜予定があります。

【嶋田委員】

私もこの日の夜は予定がありますので、変えていただければありがたいです。

【仮野委員】

6月に入ったら遅いですか。

【総務課長】

議会が始まる関係で、部長と私の対応が難しくなりますので、申し訳ございません。

【仮野委員】

この1週間前はどうか。

【会 長】

1週間前は、私の都合がつかないので。

【仮野委員】

では、27日で。申し訳ありませんが私は欠席しますので、よろしくお願ひします。

【会 長】

それでは、全委員のご都合と会議室等の日程調整というのは難しいので、次回の日程につきましては、やむを得ないということで、5月27日金曜日午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今日は大寒という暦上一年で一番寒いとされるという時期、実際寒い中、極めて平素の倍に及ぶ審議事項を皆様の御協力で、無事終えることができました。

これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。